

2019 年度入学料免除・徴収猶予 結果について

入学料免除者・徴収猶予許可者が決定しました。

- 結果は、各申請者に郵送にて通知します。万が一、6月7日(金)までに通知が届かない場合は、学生支援課奨学金・免除窓口までお問い合わせください。
- 半額免除者、非免除者及び徴収猶予不許可者は、結果通知に同封の振込依頼書により、6月17日(月)までに所定の入学料を納入してください。
ただし、半額免除者及び非免除者のうち経済的理由を認定された者(結果通知に認定の記載がある者)は、納入期限までに徴収猶予の申請を行うことができます。詳細は結果通知又は別紙掲示「入学料免除結果の告知を受けてから行う入学料徴収猶予の申請について」を参照してください。
- 徴収猶予許可者は、9月13日(金)までに所定の入学料を納入してください。なお、期日までに入学料を納入されない場合は、除籍になりますので、納入期限を厳守してください。

なお、前期授業料免除の結果は、6月末に郵送にて通知予定です。

令和元年6月3日
学 生 支 援 課

入学料免除結果の告知を受けてから行う入学料徴収猶予の申請について

令和元年6月3日
学生支援課

入学料半額免除者及び非免除者のうち経済的理由を認定された者は、納付期限までに入学料の納入が困難な場合、下記要領により、入学料徴収猶予の申請を行うことができます。申請を希望する者は、期間内に所定の手続きを行ってください。

なお、猶予期限を過ぎても入学料の納入がない場合は、理由にかかわらず除籍となるので、十分注意してください。

記

1. 申請資格

- (1) 2019年度入学料免除の申請を行い、半額免除された者
- (2) 2019年度入学料免除の申請を行い、免除されなかった者のうち、経済的理由を認定された者(結果通知書に徴収猶予の申請できることが記載されている者)

2. 手続方法

印鑑を持参の上、申請窓口までお越しください。
窓口にて、入学料徴収猶予願を記入してもらいます。

3. 申請期間

結果の告知を受けてから、6月17日(月)まで。(期間厳守)

4. 申請窓口

学生支援課(国立西キャンパス 本館1階) 8:30~17:15
(※千代田キャンパス在学学生は、同キャンパス事務室でも可。 10:00~18:30)

5. 猶予期限

徴収猶予を許可された場合、猶予期限は9月13日(金)です。

6. 猶予許可後の入学料納入について

入学料振込依頼書により、所定の入学料を最寄りの銀行等から納入してください。
(※6月3日付の結果通知に同封した入学料振込依頼書にて納入してください。)

7. 注意事項

- ・住所や連絡先に変更のあった場合は、必ず学生支援課に届け出てください。
- ・入学料徴収猶予の取り扱いは、今回の受付が最後です。
(本年9月13日以降に納入期限を延ばすことはできません。)
- ・猶予期限前後に長期不在となる場合は、必ず早めに納入してください。
- ・猶予期限を過ぎても入学料の納入がない場合は、理由にかかわらず除籍となります。